

公園内行為許可申請書

年 月 日 ()

熊谷スポーツ文化公園 指定管理者

(主催者)

住 所 :

氏 名 :

連絡先(Tel) :

(団体名) :

※法人にあつては、その名称及び所在地並び代表者の氏名

埼玉県都市公園条例第9条第1項及び埼玉県都市公園に関する規則第3条第1項の規定により、下記のとおり都市公園内における行為の許可を受けたいので申請します。

行為の目的	1. 物品の販売、興行その他の営業行為 2. 広告物の掲出
行為の期間及び時間	年 月 日 () ~ 年 月 日 () : から : まで
行為を行う場所又は使用する公園施設	<input type="checkbox"/> 陸上競技場 メイン ・ サブ <input type="checkbox"/> ドーム 多目的運動場 ・ 体育館 <input type="checkbox"/> ラグビー場 A ・ B ・ C グラウンド <input type="checkbox"/> 西 ・ 東 第 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 多目的広場 <input type="checkbox"/> 広 場 等 () <input type="checkbox"/> そ の 他 () ※ 詳細な場所 ()
行為の内容	※ 大会・催事名等 ()
使用料(利用料金)の納付方法	一括
埼玉県都市公園に関する規則第3条第2項に定める事項等 ()内の数字は県外料金	物販等 $m^2 \times 3円(4.5円) \times H \times 110/105 \div$ 円 広 告 $m^2 \times 530円(795円) \times H \div$ 円 ● 担当者所属 : _____ ● 担当者名 : _____ ● 担当者住所 : _____ ● 連絡先(Tel) : _____ ※広告物の掲出については別途「種類」・「規模」・「数量」・「位置」・「内容」を示した資料を添付してください。



※ 個人情報の取り扱いについて

申請頂く個人情報については、各施設のご利用にあつての貸出業務のために使用します。お客様ご本人から開示、訂正等を求められた時には速やかに対応します。また、法令に基づく場合以外に第三者への提供、開示及び個人情報の取扱いを業者に委託することはありません。

■ 上記の利用申請に当たつての個人情報の取扱いについて、該当する項目の口にチェックしてください。なお、個人情報の提出については任意ですが、ご提出いただく情報は施設をご利用いただくために必要な情報であり、ご同意いただけない場合はご利用をお断りする場合がございます。

同 意 す る

同 意 し な い

許可の条件

別紙

- 1 申請をした内容（時間、場所等）を必ず守ること。（準備、撤収も時間に含む。）
- 2 許可を受けていない場所の利用、立入をしないこと。
- 3 申請者は、事件、事故、トラブル、苦情、その他公序良俗に反する行為を生じさせないように注意し、これを生じさせた場合は、申請者で責任を持って対処する。施設管理者の責めに帰することができない事由により、施設管理者又は第三者に損害が生じた場合は、申請者はその損害を賠償する責任を負う。
- 4 利用後は必ず原状回復をし、ゴミは全て持ち帰ること。設備、備品等を毀損、汚損した場合はこれを修理し、もしくはその損害を賠償すること。
- 5 必要な鍵類は、施設窓口で借用し、必ず責任者が携帯すること。紛失等した場合は鍵交換に要する損害を賠償すること。
- 6 公園内へ車両を乗り入れることは原則禁止とする。ただし、荷物搬入等で車両を乗り入れることが必要と判断される場合は、施設管理者の事前承認のもと、施設管理者が定める「熊谷スポーツ文化公園・園内通行車両ルール」を遵守することで許可する場合がある
- 7 音、振動、臭気の発生等により周囲、近隣に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 8 電気、ガス、水道等を使用する場合は、施設管理者と事前に協議すること。内容に応じて、実費相当額を負担すること。
- 9 官公署等へ届出を必要とする場合は、申請者において届出をすること。
- 10 その他施設管理者からの指示があった場合は、それに従うこと。
- 11 上記について施設管理者が不適切と判断した場合には、申請者に対し直ちに改善を求める。それでも事態の改善がなされないときは、施設管理者は利用停止を含めた必要な措置を講じることがある。
- 12 熊谷スポーツ文化公園利用者遵守事項を必ず守ること

埼玉県都市公園条例に定める禁止行為等は下記のとおりです。

《埼玉県都市公園条例抜粋》

（行為の禁止）

第八条 都市公園においては、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- 二 土地の形質を変更すること。
- 三 竹木を伐採し、植物を採取し、又はこれらを損傷すること。
- 四 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- 五 立入禁止区域に立ち入ること。
- 六 禁止された場所に車両を乗り入れ、又は止め置くこと。
- 七 ごみその他汚物を捨てること。
- 八 その他都市公園の設置の目的に反する利用をすること。

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヵ月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヵ月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、熊谷スポーツ文化公園指定管理者（公益財団法人埼玉県公園緑地協会江副弘隆）を被告として提起しなければなりません。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。